## 児童福祉に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県	O27-261-1000	〒379-2166
中央児童相談所	(代表)	前橋市野中町360-1

## (概要)

18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。

児童福祉司による助言指導、児童心理司による心理判定のほか、相談内容に応じて、一時保護や里親委託・施設入所、心理・医学診断や言語訓練を行います。

来所相談をご希望の場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。

1 養護相談

事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待を受けている、里親について

2 障害相談

知的発達、運動発達の遅れについて、自閉症、ADHD、LDなど発達障害について、きこえ・吃音・言葉の遅れについて

3 非行相談

嘘をつく、金品を盗む、傷害を起こした

4 育成相談

家庭内暴力やひきこもりなど、性格行動について、登校(園) しぶり・不登校について、育児、しつけについて

〔所管区域:前橋市、伊勢崎市、佐波郡(玉村町)〕

(注) 群馬県内唯一の一時収容施設を有する。

こどもホッ	トラ
イン24	

0120-783-884 (一般電話) 027-263-1100 (携帯電話)

## (概要)

子育てでお悩みのことはありませんか?

18歳未満の子どもに関することであれば何でもご相談ください。 24時間いつでも大丈夫!

FAX (027-261-7333) や電子メール

(chuuji@pref.gunma.lg.jp) での相談も受け付けています。

- ・本文には、「氏名」「お住まいの市町村」「電話番号」をなるべく ご記入ください。
- ・受信後、回答までに数日かかることもありますので、ご了承ください。

## 児童福祉に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等		
群馬県 中央児童相談所 北部支所	0279-20-1010 (代表)	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内		
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域:沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡 (東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)〕				
群馬県 西部児童相談所	027-322-2498 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町6		
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域:高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神 流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)〕				
群馬県 東部児童相談所	O276-31-3721 (代表)	〒373-0033 太田市西本町41-34		
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域:桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)〕 (注)2020年4月に移転予定 (注)各市町村の児童家庭相談窓口は、お住まいの市役所・町村役場(365ページ〜366ページ参照)をご確認の上、お問い合わせください。 受付時間 (通例) 平日 8:30~17:15				